法人税（K①）×地方法人税法に定める税率（k３）＝地方法人税（K②）		
（K①）	（k３）	（K②）
円		円

法人税（K①）×地方税法に定める標準税率（k４）＝住民税（K③）（住民税（法人税割に限る。））		
（K①）	（k４）	（K③）
円		円

法人税及び地方法人税並びに住民税（K①＋K②＋K③）	円

様式第二の第一表中

「

法人税及び住民税	法人税	
	住民税（法人税割に限る。）	

」を

「

法人税及び地方法人税並びに住民税	法人税	
	地方法人税	
	住民税（法人税割に限る。）	

」に

改める。

様式第二の第二表中「法人税・」を「法人税・地方法人税・」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後のガス事業会計規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

○国土交通省令第三十九号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令及び福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令及び福島復興再生特別措置法に基づく流通機能向上事業に係る許認可等の特例に関する省令の一部を改正する省令

（福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の一部改正）

第一条　福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令（平成二十七年国土交通省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十三条第七項」を「第六十三条第七項」に改める。

第四条第二項第二号中「第五十三条第四項」を「第六十三条第四項」に改める。

第九条第二項中「第五十三条第五項第一号」を「第六十三条第五項第一号」に改める。

第十二条及び第十三条中「第五十三条第八項」を「第六十三条第八項」に改める。

第十四条第一項中「第五十三条第九項」を「第六十三条第九項」に改める。

別記第二号様式、別記第四号様式及び別記第五号様式中「第53条第７項」を「第63条第７項」に改める。

別記第六号様式表面中「第五十三条第八項」を「第六十三条第八項」に、同様式裏面中「第五十三条」を「第六十三条」に改める。

○国土交通省令第四十号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十四条第一項及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、都市計画法施行規則及び独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

都市計画法施行規則及び独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令

（都市計画法施行規則の一部改正）

第一条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の下に「、一団地の復興再生拠点市街地形成施設」を加える。

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中「第三十二条」を「第三十条及び第四十二条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第三号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第四十条の規定による特定健康診査等に関する記録の提供に関する省令の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月七日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

福島復興再生特別措置法第四十条の規定による特定健康診査等に関する記録の提供に関する省令の一部を改正する規則

福島復興再生特別措置法第四十条の規定による特定健康診査等に関する記録の提供に関する省令（平成二十四年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四十条」を「第五十条」に改める。

附　則

この規則は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。